平成２３年（フ）第４８号
静岡県下田市１丁目９番22号
債務者　栗田　善弘
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
静岡地方裁判所下田支部

平成２３年（フ）第３６９号
愛知県あま市東溝口５丁目80番地
債務者　古田美代子
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２０９号
広島県福山市東川口町５丁目７番20号　セラヴィ東川口105
債務者　藤井　靖久
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第２１０号
広島県福山市東川口町５丁目７番20号　セラヴィ東川口105、旧住所広島県福山市東川口町４丁目２番34号
債務者　藤井　美香
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第２２０号
広島県福山市山手町3391番地、旧住所広島県福山市山手町２丁目14番７号　ウインディアさのＤ―102
債務者　滝口　修一
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第２２９号
広島県福山市瀬戸町大字長和1130番地　市住４―29
債務者　小川路千恵子
1　決定年月日時　平成23年９月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第２３６号
香川県高松市牟礼町牟礼2377番地１
債務者　大山　芳正
1　決定年月日時　平成23年10月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第３３２号
香川県高松市木太町1459番地　レジデンス木太207号室
債務者　曲原　好美（旧姓安倍）
1　決定年月日時　平成23年10月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第２５６２号
福岡市中央区大濠２丁目１番５号
債務者　江頭　　景
1　決定年月日時　平成23年９月27日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第７３２号
福岡市早良区原７丁目23番36号
債務者　石川　　隆
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８１９号
福岡県糸島市本219番地
債務者　古川　徳正
1　決定年月日時　平成23年９月29日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第８３８号
福岡市早良区有田６丁目21番11号
債務者　山下　大輔
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１３４８号
福岡市東区原田４丁目17番８―401号
債務者　松本　廣樹
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１６５８号
福岡市南区皿山１丁目６番14―201号
債務者　林田　佳子
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７２７号
福岡市西区大字宮浦1519番地
債務者　大神　俊哉
1　決定年月日時　平成23年９月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７４１号
福岡県宗像市東郷１丁目９番27号マニフィック宗像Ⅱ101号
債務者　伊勢本　操
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１７６０号
福岡県糟屋郡粕屋町大字戸原322番地14藤よし荘３号
債務者　緒方　秀人
1　決定年月日時　平成23年９月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月28日まで
福岡地方裁判所第４民事部